



# 島根県報

平成23年12月6日（火）

第2,348号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

生活保護法の規定による施術機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定施術機関の施術者変更の届出	（        ”        ）	2
宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（下 水 道 推 進 課）	2
宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正	（        ”        ）	3

**告 示****島根県告示第781号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成23年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名	施術所の名称	実施する事業	施術所の所在地	指定年月日
石原 健輔	みつばトリート整骨院	柔道整復	松江市春日町42-1	平成23年10月3日

**島根県告示第782号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関の施術者の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成23年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

施術者の氏名		施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
変更前	変更後			
石原 健輔	橋本 将宜	みつばトリート整骨院	松江市春日町42-1	平成23年11月1日

**島根県告示第783号**

宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成10年島根県告示第58号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「。以下」を「。第3条第2項において」に、「以下「競争入札」を「次条において「競争入札」に改める。  
第3条第2項を次のように改める。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの

第7条第1項中「提出し」を「届け出」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この告示は、平成23年12月6日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第3条の規定は、平成23年12月6日以後に行う入札参加資格審査の申請から適用し、同日前に行った入札参加資格審査の申請については、なお従前の例による。

島根県告示第784号

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「以下「政令」を「次条第2項第2号において「政令」に改める。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 政令第167条の4の規定に該当する者

第2条第2項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもの

第3条第1項第2号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第1号中「すべて」を「全て」に、

「

	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥セメント原料化業務	を
--	--------------------------------	---

」

「

	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥セメント原料化業務	に改める。
	宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥肥料原料化業務	

」

様式第3号の2中「・下水汚泥セメント原料化」を「・下水汚泥セメント原料化  
・下水汚泥肥料原料化」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年12月6日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱第2条の規定は、平成23年12月6日以後に行う入札参加資格審査の申請から適用し、同日前に行った入札参加資格審査の申請については、なお従前の例による。